

積算疑義の申立に対する回答書

- 1 案件番号 2024100779001
- 2 工事名 安佐北4区42号線道路防災工事（6－1）
- 3 開札日 令和7年1月29日
（再度の入札を実施した場合は、再度の入札の開札日）

申立内容	回 答
1) 第9001号明細運搬費、鋼材運搬費1式の金額に仮設材の積込み取り卸し費往復費が含まれた金額が計上されていませんでしょうか。計上されていれば、仮設材の積み込み・取り卸し費往復が計上されていますので二重計上なります。	1) 鋼材運搬費1式の金額の中に仮設材の積込み取り卸し費が往復分計上しています。よって、仮設材の積込み取り卸し費の往復分が二重計上していました。
2) 第SA0130号特殊代価表高所作業車運転の軽油が1.2号（船舶用）101.4になっていますがパトロール給油143円の間違えではないでしょうか。	2) 設計書が誤っており、軽油1.2号（船舶用）ではなく、正しくは軽油1.2号（パトロール給油）でした。

検証結果
積算疑義申立のあった事項について内容を確認した結果、市の積算に誤りがあり、落札候補者に変更が生じる結果となりました。 このため、当該入札を中止します。